

奈良県告示第三百五十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づき特定施設の構造等の変更の許可申請があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、当該申請に際し添付のあつた特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、この告示の日から三週間奈良県くらし創造部景観・環境局環境政策課（奈良市登大路町三〇番地）及び橿原市環境衛生課（橿原市八木町一丁目一番地一八号）において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 申請者の名称及び代表者の氏名並びに所在地

株式会社ジェイテクト 取締役社長 安形 哲夫

大阪市中央区南船場三丁目五番八号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

株式会社ジェイテクト奈良工場

橿原市十市町三三三番地

三 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第七十二号に掲げるし尿処理施設（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十二条第一項第一号の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五百人以下のし尿浄化槽を除く。）

四 変更しようとする事項の内容

1 汚水等の処理方法を別表のとおり変更する。

2 用水及び排水の系統について、排水口を一箇所から二箇所へ変更する。

別表

施設名	項目	変更前	変更後	備考
廃液濃縮機	能力	二 ³ m ³ /日	六 ³ m ³ /日	装置更新

装置	活性炭ろ過
	能力
	一基
	二基
	一基追加設置